

岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会設置及び運営要綱

(設置)

第1条 岡崎市火葬場整備運営事業（以下「事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業として実施するにあたり、競争性、公平性及び透明性を確保し事業者を選定するため、岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者選定基準の検討に関する事項
- (2) 提案書等の審査及び優秀提案の選定に関する事項
- (3) 実施方針、特定事業の選定及び募集要項等への助言に関する事項
- (4) その他事業者選定に関し必要な事項

2 事業者の選定方式として総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく学識経験者の意見聴取の手続きを兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命した日から事業に係る事業者の選定が終了するまでの日とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見の

聴取、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、事業に係る応募に関与してはならない。

(秘密の保持)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を岡崎市保健部保健総務課に置き、委員会の庶務を処理する。

2 市が委託したアドバイザー等は、委員会の事務局に参加する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月7日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表 1 委員会の委員

区分	氏名	所属・役職
委 員	安藤 基紀	公認会計士
委 員	奥野 信宏	中京大学 総合政策学部教授
委 員	片山 幸士	人間環境大学 人間環境学部 人間環境学科教授
委 員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
委 員	大羽 良	岡崎市保健部長